

# 藤沢での実態調査から8年、 「ヤングケアラー支援法」が成立。

## 「ヤングケアラー支援法」が成立

2024年6月5日、参議院本会議で「ヤングケアラー支援法（改正子ども・若者育成支援推進法）」が成立しました。

この法律ではヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、国や自治体が支援に努めるべきことを決めました。

ヤングケアラーの定義は「18歳未満」ですが、ケアが18歳で終わるとは限りません。

同法では18歳以上おおむね30代までの、いわゆる「若者ケアラー」も対象に含め、切れ目のない支援を求めています。

これまでヤングケアラーについては法律上の位置づけがなく、支援に取り組む自治体もまだ多くはありませんでした。この法律が成立したことで、ヤングケアラーへの支援が広がっていくことが期待されます。

ただ、条文の中に「過度に行っている」との規定があることに私は疑問を持ちます。当事者が「自分はそこまで大変なケアはしていない」と考え、助けを求めることに躊躇する恐れがあるのではないのでしょうか。

とはいえ、10年前にはほとんど知られていなかったヤングケアラーがようやく法律に位置づけられたことは、大きな意味のあることに間違いはありません。

## 藤沢がなければ今はなかった

政府の有識者会議の座長である成蹊大学・澁谷智子教授は、「藤沢がなければ今はなかった」とおっしゃってくださいます。

2016年、藤沢市の小・中、養護学校の教員を対象に都市部としては初の「ヤングケアラー実態調査」が実施され、教員の2人に1人が「現在、または過去にヤングケアラーに出会ったことがある」と回答しま

した。この結果は前年に実施された南魚沼市調査の結果とともに厚生労働省に提出され、やがて文科省と共同のプロジェクトチームの発足に至ります。こうした動きが、やがて2021年の全国調査につながったのです。

ただこのヤングケアラー実態調査は、決して簡単なことではありませんでした。当時のことを大阪歯科大学の濱島淑恵教授はその著書「子ども介護者 ヤングケアラーの現実と社会の壁」でこう述べています。

その当時、ヤングケアラーに対する理解は皆無に近かった。

「そんな子どもたちがいるはずないだろう」

「そんな調査をしても意味がない」

お叱りを受け、しょんぼりしながら帰ったことが何度もある。すぐには家に帰れず、共同研究者とともに遠い目をして海を眺め、心を癒やしてから漸く帰途についたこともある。

そのような苦労の末に実施した調査だけに……決して忘れてはならないと胸に刻みこんでいることは、この奇跡の調査を実現させることができたのは、理解を示し、協力してくださった教育現場があったからということである。

当時調査に協力してくださった藤沢の皆さんは「奇跡の調査」などと言われると、驚かれるかもしれませんが。ですが、調査はそれほど困難なことだったので。「藤沢がなければ……」というのは、そのような意味なのです。

あれから8年が経ちました。もはや「そんな調査をしても意味はない」という人は誰もいなくなりました。

## ヤングケアラーはかわいそう？

当初、ヤングケアラーは「かわいそうな子ども」と考えられていたかもしれませんが。澁谷教授の著書である中公新書の「ヤングケアラー」（この本には藤沢調



査の詳細が載っています)の帯には、「過酷な現実」というコピーが書かれていました。

たしかに藤沢調査でもっとも顕著だったのは「心を病んだシングルの母親を世話したり、家事をしたり、母の代わりにきょうだいの世話をしている」という事例でした。ケアのために勉強も遅れ、友だちと遊ぶことや好きな部活に参加することもできない……たしかに彼ら・彼女らの直面していた現実には「過酷」でした。

しかし、本人はどう思っていたのでしょうか。

この頃は元ヤングケアラーがその経験を語ってくれ

ることも増えました。それによれば「大変でもう無理。助けてほしい」と思っていたという声もある一方で、「ぼくは嫌じゃなかった。「かわいそう」なんて言われたくない」という方もいます。あるいは、その両方の気持ちを行き来する場合もあります。

そのような声を踏まえ、いまヤングケアラー支援については「本人の意思を十分にふまえる」ことを前提に、このような考え方が示されるようになりました。



ことも散見されるようになりました。

澁谷教授たちがヤングケアラーを世に問うたのは、けっして誰かを責めるためではありません。

日本ではまだ「介護は家族がするもの」との意識が根強くある一方、社会的な支援の手だては十分とは言えません。



そのため家族が孤立し、やむなく家族の皆がケア役割を分担せざるを得なくなるのです。その結果生まれるのがヤングケアラーです。

澁谷教授は、このような状況についてこうおっしゃいます。

こうした中で、余裕のない家庭ほど、大人が子どもを頼るといことが構造的に起きてくる。障害や病気のある親、ひとり親、仕事のために家族のケアに十分に関われない親、介護と仕事に手いっぱい子どもたちに助けてもらっている親など、子どもに負担をかけてしまっているかもしれないと感じている親たちにとって「ヤングケアラー」という言葉は胸に突き刺さるものとなっている。

ヤングケアラーへの支援は、**家族が肩身の狭い思いをするものであってはならず、家族丸ごとの支援が必要**である。

(「ヤングケアラー対策でなお残る課題」より)

○本人としてはケアをしたくないわけではなく、負担になっていても大切な家族のために自分からケアをしたいという想いがあることも少なくない。**ケアをすることを否定されると自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこともある。**

○ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、ヤングケアラーの役割を子どもに担わせているという理由で**家族が責められることで本人も傷つく**可能性がある。

厚生労働省「ヤングケアラーの事をよりよく理解するためのヒント」より)

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」これは障害者問題だけのスローガンではありません。ヤングケアラーだけに限らず、“困難”を変えたすべての人に向き合うときに共通することではないでしょうか。

### 必要なのは「家族丸ごと」への支援

「よりよく理解するためのヒント」が言う、「家族が責められる」とはどういうことでしょうか。

ヤングケアラーという言葉が広まるにつれて、一部のSNSには「子どもにそんなことをさせるなんて」「毒親」と親を責めるような言葉が書き込まれる

この8年間の研究によって、ヤングケアラーをめぐる認識や理解はこのように深まってきました。これらの考え方は「ヤング」だけではなく、すべての「ケアラー」に通じることではないでしょうか。

ヤングケアラー支援法の成立によって、ようやくわが国にも「ケアラー」を支援する法律が誕生しました。

私たちはみな、誰かから身体や心のケアをもらって生きています。人生の中では誰もがケアをされる側にもケアをする側にもなります。ケアは、人と人の関係をつなぐ大切な行為です。

しかし、そのケアをケアラーだけが担って孤立することによって、心身の健康を害したり、人生の選択に困難が生じ自分らしい人生を諦めたりするようなことがあってはならないはずで

ケアをされる人もケアをする人もどちらも大切にされ、夢と希望を持って健康で文化的な自分らしい人生を送れるよう、これからも社会のしくみを整えていかなければなりません。法の成立はその第一歩です。